

関税法基本通達の一部改正について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)の一部改正に伴い、関税法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号)の一部を下記のとおり改正し、平成 17 年 9 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関の職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

関税法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号)の一部を次のように改正する。

70 - 3 - 1 の別表第 2 中

「

ホ . 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号)	第 54 条《輸入の禁止》	感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則(平成 11 年農林水産省令第 83 号)第 10 条《輸入検疫証明書の交付》の規定により家畜防疫官が交付する「輸入検疫証明書」(同規則別記様式第 3 号に定めるもの)
--	---------------	---

」

を

「

ホ . 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号)	第 54 条《輸入禁止》 第 56 条の 2 《輸入届出》	(1) 輸入物品が、第 54 条に規定する「指定動物」である場合には、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則(平成 11 年農林水産省令第 83 号)第 10 条第 1 項《輸入検疫証明書の交付》の規定により家畜防疫官が交付する「輸入検疫証明書」(同規則別記様式第 3 号に定めるもの) (2) 輸入物品が、第 56 条の 2 に規定する「届出動物等」である場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成 10 年厚生省令第 99 号)第 29 条第 6 項《輸入届出》の規定により検疫所の長が交付する「届出受理証」(同規則別記様式第 3 に定めるもの)
--	----------------------------------	---

」

に改める。